

洞爺湖町広告掲載要綱

平成19年7月24日

訓令第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町の資産等への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 この要綱において、広告媒体とは町の資産等で広告掲載が可能なもののうち次に掲げるものをいう。

- (1) 町の広報印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めたもの

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、信用性と信頼性がある内容でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実とことなる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他町の資産等の性質等を考慮し、広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告掲載の対象としない内容その他
広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告主の範囲)

第5条 広告媒体に広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)は、原則、町内
及び道内に本店、支店及び営業所があるものとする。

(平21訓令25・一部改正)

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法及び広告掲載料、選定方法については、当該広告媒体ごとに、そ
の性質に応じて、別に定める。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にする
ため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、
広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を広告媒体に注記するも
のとする。

(広告掲載等の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を
取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を
行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、洞爺湖町広告審査会(以下「審査
会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長には総務課長を、委員は企画防災課長、税務財政課長、住民課長、産
業課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課

長等をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画防災課長がその職務を代行する。

(平21訓令14・一部改正)

(会議)

第11条 審査会の会議は、広告媒体の所管課長から広告掲載の可否に係る審査の依頼があった場合、その他委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年8月1日から施行する。
(広報とうや湖への広告掲載等に関する特例)
- 2 広報とうや湖への広告掲載等に関しては、この要綱に定めるもののほか、洞爺湖町広報紙広告掲載要綱(平成18年洞爺湖町訓令第95号)の定めるところによる。

附 則(平成21年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月9日訓令第25号)

この訓令は、平成21年6月9日から施行する。